

2015 年度事業計画

1. 仲裁・調停等業務及び事前相談への対応 (toto 助成事業)

- ・ 2015 年度の仲裁・調停等業務について
スポーツ仲裁・調停等申立想定件数：仲裁 8 件、調停 4 件
手続費用支援（1 事案 1 当事者 30 万円（税別））：仲裁・調停 5 件
- ・ 事前相談への対応について
相談対応者：仲裁・調停等専門員（弁護士） 1 名
仲裁・調停等専門委託員 1 名

2. スポーツ仲裁シンポジウムの開催 (toto 助成事業)

スポーツ仲裁・調停等に関する各方面の理解を増進するためシンポジウムを開催する。
詳細は今後検討。

3. 理解増進活動の展開 (文科省受託事業)

- (1) 競技者・指導者等を対象とする活動
活動方法：競技者・指導者等に対して、研修会及び国体等でアウトリーチ活動をおこなう。また、仲裁条項を採択していない統括競技団体への研修会を積極的に企画する。なお、障がい者スポーツに関しても一層の進展が図られるよう努力する。詳細は今後検討。
- (2) 競技団体等を対象とする活動
活動方法：競技団体等に対して、説明会を開催する。また、仲裁条項を採択していない統括競技団体への研修会を積極的に企画する。詳細は今後検討。
- (3) 仲裁人等を対象とする活動
活動方法：仲裁人等候補者に対して、研修会を行う。また、併せてドーピング仲裁についての研修を行う。詳細は今後検討。

4. 海外派遣研修事業等の実施 (文科省受託事業)

活動方法：公募にて海外派遣研修を行う派遣候補者を募集し、選考を行う。派遣先は、スポーツ仲裁またはスポーツ法等の研修ができる海外の機関を派遣予定者の独自のアプローチで決定をする。また、海外派遣研修中は、あわせて当機構が求める調査研究事業を実施する。既に 5 月に選考を終わり、現在諸手続き進行中。

5. 調査研究事業の実施 (ミズノスポーツ振興財団助成事業)

2020 年オリンピック・パラリンピック開催国となった日本では今後スポーツ紛争の増加と日本スポーツ仲裁機構への申立事案の増加も予想されており、取り組みの一層の強化が求められているので、そのために必要な所要の研究を行う。 以上